

城里町議会全員協議会会議録

日時 令和元年12月6日(金)

午前10時00分

場所 城里町役場 3階 議場

出席議員(14名)

議長	小 坏 孝 君	副議長	阿久津 則 男 君
	桜 井 和 子 君		加藤木 直 君
	猿 田 正 純 君		藤 咲 芙 美 子 君
	片 岡 藏 之 君		菌 部 一 君
	三 村 孝 信 君		河原井 大 介 君
	関 誠一郎 君		小 林 祥 宏 君
	杉 山 清 君		鯉 淵 秀 雄 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

町	長	上遠野	修
副	町 長	仲 田	不二雄
教	育 長	高 岡	秀 夫
まちづくり	戦略課長	大曾根	直 美
総	務 課 長	鯉 淵	和 己
町	民 課 長	雨 宮	忠 芳
財	務 課 長	山 崎	秀 樹
税	務 課 長	鈴 木	貴 司
健 康 保 険 課 長		阿久津	忠 昭
長 寿 応 援 課 長		井 上	優
福 祉 こ ど も 課 長		増 井	栄 一
農 業 政 策 課 長		山 口	成 治
都 市 建 設 課 長		園 部	繁
下 水 道 課 長		皆 川	尊 志
会計管理者(会計課長)		小 林	正 雄
水 道 課 長		高 瀬	浩 文

農業委員会事務局長	片岡宗徳
教育委員会事務局長	小林克成

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	阿久津雅志
書記	藤田真紀
書記	高丸哲史

議会全員協議会次第

- 1 開 会
- 2 議長挨拶
- 3 町長挨拶
- 4 協議案件
(1) 令和元年第4回城里町議会定例会提案事項について
- 5 閉 会

午前10時00分開会

開 会

○議長（小唄 孝君） 議員各位には、何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまから議会全員協議会を始めます。

議長挨拶

○議長（小唄 孝君） 本日の全員協議会は、来る12月10日に招集されます令和元年第4回城里町議会定例会に提案される事項につきまして、事前に協議をいただくものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

本日の出席状況についてご報告いたします。全員出席であります。

町長挨拶

○議長（小唄 孝君） ここで町長よりご挨拶をいただきます。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 本日は、令和元年第4回議会定例会に提案します議案等につきまして、事前に議会議員の皆様にご説明するため、議会全員協議会の開催をお願いしましたところ、公私ともご多用のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、町政運営につきましてご理解とご協力をいただいておりますことに合わせて御礼を申し上げます。

さて、本日の全員協議会ですが、承認1件、条例改定を初めとする議案16件、その他報告について担当課長より説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

協議案件

○議長（小唄 孝君） これより会議に入ります。

会議次第に従い、会議を進めてまいりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

なお、ご質問のある方は挙手をし、議席番号を述べた上でご質問ください。

それでは、承認第7号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長山崎秀樹君。

○財務課長（山崎秀樹君） 承認第7号専決処分第7号（令和元年度城里町一般会計補正予算第5号）の承認を求めることにつきましてご説明いたします。

1 ページをごらん願います。

今回の補正につきましては、台風19号で被害を受けた被災者に、町の災害見舞金支給のため、令和元年11月8日付で専決処分を行ったものであります。

3 ページをごらん願います。

歳入歳出予算の補正ですが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,922万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ113億35万5,000円としたものです。

上記補正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものです。

4 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。まず、歳入です。

20款繰入金、2項基金繰入金であります。既定額に1,922万円を追加したものです。財政調整基金からの繰入金を追加したものです。

続きまして、歳出です。

3款民生費、1項社会福祉費であります。既定額に1,922万円を追加したものです。社会福祉総務費の扶助費で、被災者に対する県被災者生活再建支援補助金及び町災害見舞金を追加したものです。

以上が、承認第7号 専決処分第7号（令和元年度城里町一般会計補正予算第5号）の説明ですが、詳細につきましては、5ページから6ページまでの事項別明細書となっております。ご審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小坪 孝君） これより承認第7号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） これは、災害見舞金などが入っていますけれども、具体的に災害見舞金の状況などを、何人で何世帯でどういう状態なのか、ちょっと詳細に説明できればお願いをしたいと思います。

○議長（小坪 孝君） 福祉こども課長増井栄一君。

○福祉こども課長（増井栄一君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

この予算に関連しましての町見舞金でございますけれども、現在79件、130万円ほどの支給になっておりまして、11月7日、新たに承認いただいて可決しました町被災者の25万円の上乗せの見舞金でございますけれども、こちらにつきましては、現在49件、1,137万5,000円の支給の実績になっております。

以上でございます。

○議長（小坪 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

25万上乘せということなんですけれども、那珂西の坂下と梅の杜の住宅、ほとんど床上とかでなっていますけれども、49件じゃ済まないような感じなんですけれども、あそこが入って全て49件ですか。それとも、坏など入っての49件でしょうか。

○議長（小唄 孝君） 福祉こども課長増井栄一君。

○福祉こども課長（増井栄一君） 引き続きお答えいたします。

この49件については、町全体ということで、特に那珂西地区に限ったものではございません。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） ということは、坏地区の人たちは入っていないということなんでしょうか。

○議長（小唄 孝君） 福祉こども課長増井栄一君。

○福祉こども課長（増井栄一君） 支給全体の49件というお話はしたところでございますが、こちらについては、那珂西地区と坏地区も含まれての49件で、まだ支給に至っていない方もいらっしゃると思いますので、全体の支給というような件数ではございませんが、那珂西地区と坏地区等を含めた数ということでご理解をいただきたいと思います。

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

○議長（小唄 孝君） ほかにございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第69号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 議案第69号をごらん願います。

議案第69号 城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。事業計画の拡大により新たな地区に負担金を賦課するに当たり、第4負担区を設ける必要があるため、町条例の一部を改正するものです。

以上、議案第69号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第69号説明資料1ページから3ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第69号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第70号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 議案第70号をごらん願います。

議案第70号 城里町農業集落排水事業債償還準備基金条例を廃止する条例についてであります。古内地区農業集落排水の整備に対し交付されていた農業集落排水事業推進交付金を基金に積み立て、対象事業に係る償還に充てておりましたが、平成29年度をもって交付金の交付が終了したため、基金条例を廃止するものです。

以上、議案第70号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） これより議案第70号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 交付金の積み立てが終わったということなんですけれども、農業集落排水の整備はこれからも続くと思いますが、続くんですよ。そこで、住民の負担金の返還はこれからないんでしょうか。それから、古内地区の公共下水道への移行はどのようになっていますか。積立金の総額は幾らになりますか。お願いします。

○議長（小唄 孝君） 下水道課長皆川尊志君。

○下水道課長（皆川尊志君） 4番藤咲議員のご質問にお答えします。

農業集落排水の整備につきましては、全て終了していますので、今後計画はございません。交付金の積み立ては、決算でゼロになりましたので、現在は通帳を解約して一切ございません。

以上でございます。

○4番（藤咲芙美子君） わかりました。

○議長（小唄 孝君） ほかにございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第71号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 議案第71号をごらん願います。

議案第71号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことにより、第1条、城里町印鑑条例から、第6条、城里町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例までの6条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別をされないよう、欠格条項の削除や、所要の手續、規定等を改正整備するものです。

以上、議案第71号についてご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、議案第71号説明資料1ページから10ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。ご審議

のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小坏 孝君） これより議案第71号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） 続いて、議案第72号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 議案第72号をごらん願います。

議案第72号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。令和2年4月1日から、会計年度任用職員制度が施行されることに伴い、第1条、城里町附属機関の設置に関する条例から、第12条、城里町水道事業企業職員の給与の種類及び基準等に関する条例までの12条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、非常勤特別職等の職を、会計年度任用職員等に変更し、その関係文言等を追加するものです。

以上、議案第72号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、議案第72号説明資料1ページから21ページの新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小坏 孝君） これより議案第72号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） この議案について、削除していることがほとんどなんですが、区長年間12万、区長代理4万から始まりまして、地域おこし協力隊、水質検査員、それから、婦人相談員、七会診療所、これはいいとしても、消費生活相談員、公民館長、もろもろです。それから、教育関係は学校教育指導員、社会教育指導員、11万5,000円とか12万とかあります。それからあとは、城里町のスクールソーシャルワーカー、スクールライフサポーター、これらが削られます。

この削られたあと、今後の対応は町としてどのように考えているのか。スクールソーシャルワーカーとかというのは、今まで議決案件で議案に出されたもので、多分現在もちょっと進行していたと思うんですけども、こういう子供たちに相談身近に乗れるようなものがなくなってしまうんじゃないかと、私ちょっと心配しているんですが、そこら辺のところ、今後どのような対応になるのかを説明を各、それぞれ、課で説明をお願いしたいと思います。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） もしご関心があれば各課に細かく聞いていただきたいとは思いますが、一般的なことを申し上げますと、地方公務員法及び地方自治法が改正されまして、今までのいわゆる嘱託職員というのが廃止されるんです。全て会計年度任用職員にし

て、ボーナスを払いなさいというような形で、会計年度任用職員という新しい制度が導入されましたので、その会計年度任用職員という新しい制度が導入されるに当たって、会計年度任用職員に移行しなきゃいけない公務員の種類の方は、全部1回削って、会計年度任用職員に移行していくわけです。

ボーナス払いなさいと、今、ちょっと言いましたけれども、正確に言うと、週20時間を超えて働く人は、ボーナス等も払いなさいということで、法律が変わりましたので、そういった会計年度任用職員という新たな職種にみんな移行していくわけです。ですから、ここで削られたからと言って、その仕事なくなるわけではありません。皆さんそういった会計年度任用職員という新たなポジションに移行していくと。基本的に、処遇は現在よりも改善されるという形で移行されるというふうに理解しております。

以上です。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第73号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 議案第73号をごらん願います。

議案第73号 城里町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。令和2年4月1日から、会計年度任用職員制度が施行されることに伴い、給与及び費用弁償等に関し、必要な事項を定めるものです。会計年度任用職員の給与については、城里町職員の給与に関する条例、第5条第1項に規定する給与表を準用することとし、時間外勤務手当や期末手当等の支給について規定するものです。

以上、議案第73号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） これより議案第73号に対するご質問をお受けいたします。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） この73号は、フルタイムの会計任用と、パートタイムの会計任用の説明だと思うんですけども、ちょっと先日課長に確認したところ、フルタイムもパートタイムも同じような待遇で、勤務時間だけが変わったものだとお伺いいたしましたが、給与としてフルタイムとパートタイムは給料、それから、勤務手当、特殊勤務、時間外手当、休日勤務手当、夜間勤務、宿日直手当、期末手当、全てフルタイムもパートタイムも同じように支給されるのでしょうか、お答えください。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） その違いについてちょっと詳細に説明すると、かなり時間がかかるかと思しますので、大枠だけ説明しますが、フルタイムとパートタイムで時給は変わ

りませんが、もちろんフルタイムで働く人と、短時間勤務で半日だけとか、週3日勤務とかという方では、手当等の処遇に一部違いがございます。かなり細かいところになりますので、もしご関心のある方は、総務課までお問い合わせいただければというふうに思います。

ただ、時給は変わらないよということだけは、また手当は多少、勤務時間によって変わってきます。

○議長（小坏 孝君） ほかにございませんか。

4番藤咲英美子君。

○4番（藤咲英美子君） ということは、フルタイムもパートタイムも全て出るということですね。時間が違うだけで。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 細かいところはいろいろありますが、恐らく一番大きく違うのは、20時間超えると賞与が出るんですが、週20時間超えないと賞与が出ないので、週20時間というのと、四五二十ですから、要は半日しか勤務しない人、あるいは1日おきにしか勤務しない人だと賞与出ない。でも、大体普通、毎日少し1時間か2時間削られるぐらいの短時間勤務だったら賞与が出るので、例えば同じ会計年度任用職員でも、毎日来ない人もいますよね。毎日来ないタイプの会計年度任用職員もあると思うんです。週2回しか来ない方とか。そうすると、週2回だと20時間超えないですから、賞与はないと。20時間超えていれば賞与があるということで、今は全然ないので、ほとんどの方にとって処遇が改善されるというふうには思います。

募集に当たっては、条例等制定可決いただきました後、来年の3月に向けて、1月から、時給等を開示しまして一斉に公募を行いますので、その時給表を見ていただいて、ご希望の、嘱託職員は全廃されますので、会計年度任用職員のポジションに皆さん応募していただければというふうに思っております。時給等は必ず今よりはよくなっているはずですよ。

○議長（小坏 孝君） 4番藤咲英美子君。

○4番（藤咲英美子君） 今、いろいろもろもろ勤務手当、特殊勤務、夜間勤務手当が全て出るということなんですけれども、正職員と余り変わらないような気がするんです。正職員に変えることはできないんですか。正職員の枠はきちんと定められていて、その中で、今現在人数は足りているのか。それから、来年になってから退職される方に対する補充はどのくらいあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小坏 孝君） 総務課長鯉渕和己君。

○総務課長（鯉渕和己君） 4番藤咲議員のご質問にお答えをいたします。

城里町職員の数ということですが、定数というのが決まっています、現在202名おります。これを超えると、また交付税の関係とかそういうので、なぜ超えているんだみたいな話になってくるので、状況としてはそういうことです。

○議長（小唄 孝君） ほかにございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第74号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 議案第74号をごらん願います。

議案第74号 城里町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてであります。地方自治法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表について必要な事項を定めるものです。公表事項としては、任免及び職員数に関する状況など9項目のほか、町長が必要と認める事項、公平委員会の業務状況等について毎年2月末までに公表するよう規定するものです。

以上、議案第74号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） これより議案第74号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第75号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長山崎秀樹君。

○財務課長（山崎秀樹君） 議案第75号をごらん願います。

議案第75号 工事変更請負契約の締結につきまして、ご説明をさせていただきます。地方自治法第96条第1項第5号及び城里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、議決を求めるものであります。

- 1、契約の目的は城里町衛生センター延命化工事で変更はありません。
- 2、変更請負契約金額は4億9,005万円で、うち消費税額は4,455万円であります。
- 3、今回変更による増額891万円は消費税の増額分であります。
- 4、契約の相手方は記載のとおり変更はございません。
- 5、契約の方法は随意契約であります。

変更の理由につきましては、令和元年10月1日の消費税率改正の施行に伴い、増税分を増額するものであります。

以上、ご審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第75号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第76号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長山崎秀樹君。

○財務課長（山崎秀樹君） 議案第76号 令和元年度城里町一般会計補正予算書をごらん願います。

議案第76号 令和元年度城里町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

1 ページをごらん願います。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,251万4,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ114億5,286万9,000円とするものです。

第2条につきましては、債務負担行為の補正を行うものです。

第3条につきましては、地方債の補正を行うものです。

2 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正であります。まず歳入です。

16款1項、国庫負担金ですが、既定額に6,773万3,000円を追加するものです。民生費国庫負担金で、児童手当交付金の追加交付による補正及び災害復旧費国庫負担金で、公共土木施設災害復旧費負担金5,715万7,000円、災害等廃棄物処理事業費負担金1,055万円を追加するものです。

2項国庫補助金ですが、既定額に48万6,000円を追加するものです。総務費国庫補助金で個人番号カード交付事務費及び衛生費国庫補助金で風疹の追加的対策として、がん検診推進事業費補助金を追加するものです。

17款県支出金、2項県補助金ですが、既定額に256万7,000円を追加するものです。民生費県補助金で医療福祉費医療費過年度分及び多子世帯保育料軽減事業費補助金を追加し、農林水産業県補助金で県単土地改良費補助金を追加するものです。

20款繰入金、2項基金繰入金ですが、既定額に6,102万8,000円を追加するものです。財源調整のため、財政調整基金繰入金を追加したものです。

23款1項町債ですが、既定額に2,070万円を追加するものです。総務債の合併特例事業債で、町道河川の災害復旧に伴う設計費及び工事費を追加し、町道こび山線改良事業費の補償費の減により、過疎対策事業債を減額し、災害復旧事業債では台風19号で被害を受けた道路河川の災害復旧工事費を追加するものです。

続きまして3ページをごらん願います。歳出であります。

1款1項議会費ですが、既定額から7万8,000円を減額するものです。人件費を減額するものです。

2款総務費、1項総務管理費ですが、既定額に2,224万1,000円を追加するものです。一般管理費及び財産管理費で人件費を追加減額し、企画費で主に桂地区光ケーブル保守委託料を追加するものです。

2項徴税费ですが、既定額から35万8,000円を減額するものです。主なものは税務総務費で人件費を減額するものです。

3 項戸籍住民基本台帳費ですが、既定額から1,082万9,000円を減額するものです。主に人件費を減額するものです。

3 款民生費、1 項社会福祉費ですが、既定額に470万5,000円を追加するものです。社会福祉総務費で人件費を減額し、国民年金費、高齢者福祉費、後期高齢者医療給付費の人件費及び障害者福祉費で、障害者自立支援給付費等の国庫負担金返還金を追加するものです。

2 項児童福祉費ですが、既定額に445万2,000円を追加するものです。児童福祉総務費で多子世帯保育料軽減事業助成金及び児童手当交付金返還金を追加し、保育所費で人件費を減額し、嘱託職員報償金及び子ども・子育て支援交付金、子どものための教育・保育給付交付金を追加するものです。

4 款衛生費、1 項保健衛生費ですが、既定額に25万6,000円を追加するものです。保健衛生総務費で人件費を減額し、予防費で、がん検診推進事業に伴う通信運搬費、予防接種委託、環境衛生費で人件費を追加するものです。

2 項清掃費ですが、既定額に3,620万2千円を追加するものです。塵芥処理費で主に被災建造物撤去に伴う設計委託料及び工事請負費を追加し、し尿処理費で人件費を減額し、一般廃棄物処理施設建設費では、主に外部搬出運搬車両購入費を追加するものです。

5 款農林水産業費、1 項農業費ですが、既定額に603万円を追加するものです。農業委員会費、農業総務費で人件費を追加減額し、農業振興費で鳥獣捕獲等奨励金、地域おこし協力隊募集に関する経費、畜産業費で防護柵等の豚コレラ侵入防止緊急対策事業補助金、農地費で県単かんがい排水路整備補助金及び徳蔵地区堰の補修費補助金、それぞれ追加するものです。

6 款1 項商工費ですが、既定額に22万5,000円を追加するものです。人件費を追加するものです。

7 款土木費、1 項土木管理費ですが、既定額から21万6,000円を減額するものです。人件費を減額するものです。

2 項道路橋梁費ですが、既定額から700万円を減額するものです。道路新設改良費で町道1082号線の事業変更に伴う調査測量設計委託料を追加し、町道こび山線の工事進捗の減により補償金を減額するものです。

4 項都市計画費ですが、既定額に11万2,000円を追加するものです。都市計画総務費で人件費を追加するものです。

5 項住宅費ですが、既定額に301万4,000円を追加するものです。住宅管理費で人件費を追加し、那珂西団地の避難ハッチ修繕に伴う工事請負費を追加するものです。

3 ページから4 ページになりますが、8 款1 項消防費ですが、既定額に13万円を追加するものです。非常備消防費で人件費を追加するものです。

9 款教育費、1 項教育総務費ですが、事務局費で既定額から900万7,000円を減額するものです。主に人件費を減額するものです。

2項小学校費ですが、既定額に833万2,000円を追加するものです。学校管理費で主に各小学校の光熱水費を追加し、教育振興費で教科書改訂に伴う教師用指導書購入費を追加するものです。

3項中学校費ですが、既定額に189万6,000円を追加するものです。学校管理費で、主に各中学校の光熱水費を追加し、教育振興費で各種部活動大会出場増加によるバス借上料を追加するものです。

4項社会教育費ですが、既定額に356万7,000円を追加するものです。社会教育総務費及び公民館費で人件費等を追加し、コミュニティセンター費で、主に自動火災報知器設備工事に伴う工事請負費を追加し、図書館資料館費で主に光熱水費及び修繕料を追加するものです。

5項保健体育費であります。既定額に64万4,000円を追加するものです。体育施設費で花山体育館ステージ幕購入費を追加し、学校給食センター費で主なものは雑排水処理槽清掃委託料を追加するものです。

10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費ですが、既定額に4,000円を追加するものです。農地農業用施設災害復旧費で、小場江堰頭首土砂撤去補助金4,000円を追加するものです。

2項公共土木施設災害復旧費ですが、既定額に8,819万2,000円を追加するものです。道路橋梁災害復旧費で、災害復旧設計委託料508万円及び工事請負費1,600万円を追加し、河川災害復旧費で、災害復旧設計委託料711万2,000円及び工事請負費で6,000万円を追加するものです。

続きまして、5ページをごらん願います。

第2表、債務負担行為補正であります。1行目の広報しろさと印刷製本業務、限度額250万円から7ページの学校給食配送委託業務、限度額1,110万円までは、年度開始前の事業事前準備等が必要な業務を追加するものです。

8ページをごらん願います。

第3表、地方債補正であります。合併特例事業につきましては、町道101号線石塚地内の補償費発生に伴い470万円を追加し、過疎対策事業費につきましては、町道こび山線補償費等の減により1,500万円を減額し、災害復旧事業につきましては、道路河川の災害復旧事業費である災害復旧事業債2,850万円及び一般単独災害復旧事業債250万円の計3,100万円を追加するものです。

以上が、議案第76号 令和元年度城里町一般会計補正予算（第6号）の説明ですが、詳細につきましては、9ページから23ページの事項別明細書、給与費明細書となっております。ご審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小塚 孝君） これより議案第76号に対するご質問をお受けいたします。

9番関 誠一郎君。

○9番（関 誠一郎君） まず、5ページの債務負担行為であります、七会町民センターグラウンド維持管理業務、令和4年まで8,910万。これは何年か一緒に契約しちゃおうというようなことなんでしょうか。単年度幾らになるかちょっとお示ししていただきたいと同時に、これをやはり随意契約でやるのか、一般競争入札でやるのか、その辺伺います。

また、15ページの4目一般廃棄物処理施設建設費で、車を購入すると、1,430万円。これ建設費に車を買うという、ちょっと項目上理解しがたいと。町民センターでもあったように、軽トラックを買ってあげたという前例がありますので、これ建設会社を買ってやるのか、どこで使うのか、これを答弁願います。

以上、2点。

○議長（小坪 孝君） まちづくり戦略課長大曾根直美君。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 9番関議員さんのご質問にお答えいたします。

5ページの七会町民センターグラウンド維持管理業務についてであります、単年度幾らになるかということですが、限度額ということで、8,910万円ということで設計金額を出しております。この中で3年分ですので、1年分は2,970万円という設計金額となっております。契約の事務ということでもありますけれども、契約事務ですので、規則に沿った契約を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小坪 孝君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） 9番関議員のご質問にお答えいたします。

衛生センター汚泥運搬用自動車購入についてであります、衛生センター延命化工事において、現在行われている汚泥の焼却設備を廃止して、環境センターの焼却炉を利用して焼却設備を一元化することにより、経費の削減を計画しております。

その中で、衛生センターから環境センターへ2日に1回のペースで汚泥を運搬する必要があり、時間帯についても、環境センターの運転状況を踏まえて搬入する必要がありますので、直営での運営を計画しております。直営での運用としてダンプの購入を計画いたしました。ちなみに外部委託した場合は年間650万円くらいかかってしまうので、2年ぐらいで大体ペイできるというような計算が概算で出ております。

以上です。

○議長（小坪 孝君） 9番関 誠一郎君。

○9番（関 誠一郎君） 説明ありがとうございます。

まず、町民センターグラウンド管理、年2,930万になるということですが、これは、今やっている会社に再度見積もりをお願いしたとか、何かそのために上がったのか。それとも何社か見積もりして、この金額にしたのか。それを再度伺います。

それと、今、町民課からお話がありましたように、一般廃棄物を運搬する車を買うと。

2年でペイできるというような話であります、この一般廃棄物運搬というのは非常に厳しくて、やはりそれなりの免許を持っていないと運搬ができないと、非常に厳しい縛りがありますが、この運転は誰がやるんですか。再度お伺いします。

○議長（小坏 孝君） まちづくり戦略課長大曾根直美君。

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 9番関議員さんのご質問にお答えいたします。

積算の根拠ということであります。芝生のグラウンドで、維持管理の設計を算出する単価表とかそういったものがないので、積算の根拠として、3社から参考見積りを聴取して、それで積算をしております。

以上です。

○議長（小坏 孝君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） 関議員のご質問にお答えします。

車の運転ですが、現在の職員で対応する予定であります。全国的には直営で運転しているようなところもあるようですので、城里町についても、焼却がなくなる分職員で対応したいと考えております。

以上です。

○議長（小坏 孝君） 9番関 誠一郎君。

○9番（関 誠一郎君） この町民センターの維持管理について、規定でやると。規定がきちんとあるにもかかわらず、随意契約でやっている経緯がございますので、しっかりとした公平な形の中で、事業者選定を行っていただきたいと思います。

それと、衛生センターの運搬車両については、今、桂地区の処理場においては、環境センターが運搬しているわけですね。処理しているわけです。ですから、これは町でやる事業ではなくて、やはり業者を選定して業者をお願いできればと思います。

以上です。

○議長（小坏 孝君） ほかにございませんか。

2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） ただいまの関議員と同じ内容でございますが、ただいまの町民課のほうの汚泥の処理については、今までは七会のし尿処理センターでやっていたと思うんです。そこで燃していたわけですね。燃していたかすは最終処分場とか、北茨城かどこかのほうに持っていったと思うんですけれども、これからは、じゃ、環境センターで燃していたものを、それはどうなるんですか。その後のものは、そのままの状態ですか。最終処分というのは。お伺いします。

○議長（小坏 孝君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） 2番加藤木議員のご質問にお答えします。

衛生センターから環境センターで焼却した残渣灰については、エコフロンティア等環境センターの処分灰と一緒に処分します。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） わかりました。

よその問題もあろうかと思うんですけども、1,400万円する車というのは何トン車なんですか。何トン車くらいの大きなやつなんですか。

○議長（小唄 孝君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） 車の大きさですが、2トン車になります。2トン車で2日に1回でないと、大きい車ですと、環境センターの炉の問題もありますので、混ぜ込んで焼却することになりますので、2トン車で2日に1回というのが、乾燥された汚泥ですね、70%ぐらいに脱水した乾燥汚泥を2トン車で運搬します。そこで混ぜ込んで焼却するというので、深型のダンプなんですが、2トン車で天蓋つき、ふたつきのダンプとなります。以上です。

○議長（小唄 孝君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） そうすると、1,400万というのは特別な車両でそのぐらいするということなんだと思います。それで、今までは、七会のほうで最終的にあそこで事業をしていて、最終的に燃すまでやりますよということ、地域の住民の方の理解も得ていたと思うんです。今度は、古内の環境センターで燃すわけですよ。そうしますと、古内の地域の住民の方というのは、そういうことをちゃんと知らしめてあるのかどうか、その上での今回の計画なのかどうかというのを、ちょっとお伺いします。

○議長（小唄 孝君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） 環境センターのほうの建設につきまして、説明会等で説明しております。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 2番加藤木 直君。

○2番（加藤木 直君） そうしますと、もう既にこの事業については、地域の住民の方にはもう内容的なものは説明されているということで、そういうことで理解してよろしいですか。そういうことですね。わかりました。ありがとうございます。

○議長（小唄 孝君） 町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） 説明会等できちんと話しております。

以上です。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

10番阿久津則男君。

○10番（阿久津則男君） すみません、20ページの災害復旧費で河川の災害復旧費、15節の6,000万、この金額は別として場所を知りたいんですが、何か所か。もし件数が多ければ、10日までに、今度の議会までに出していただければと思うんですが。件数が少なけ

れば、今、発表してもらってもいいです。

○議長（小唄 孝君） 都市計画課長園部 繁君。

○都市建設課長（園部 繁君） ただいま、10番阿久津則男議員のご質問にお答えいたします。

今回補正で新たに災害箇所追加をした箇所につきましては、上古内、下古内地区の新田川、また塩子地区、道木橋地区の相川、もう1件、下古内地区の檜当川の4件が新たに追加をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） 10番阿久津則男君。

○10番（阿久津則男君） そうすると、その前の件数は、後で一緒に出してもらえますか。何件あるか、場所。10日に議員に配っていただきたいんですが。

○議長（小唄 孝君） 建設課長園部 繁君。

○都市建設課長（園部 繁君） 後日資料配付できるようにいたします。

○10番（阿久津則男君） よろしくお願ひします。

○議長（小唄 孝君） ほかにございせんか。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 7ページの常北保健福祉センターの夜間施設管理委託業務なんですけれども、これは、夜間としてあるのは、昼間の施設管理についてはされていないんでしょうか。何かちょっと夜間ということが気になるんですが、夜間だけなんですか。それとも、日中も昼間も管理している内容なんでしょうか。ちょっとお聞きたいです。

○議長（小唄 孝君） 健康保険課長阿久津忠昭君。

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

この夜間施設管理委託業務でございますが、これにつきましては、夜間のトレーニング室の利用がございまして、その間の定時を過ぎますと職員がいなくなりますので、その間トレーニング室利用する際に鍵の開け閉めとか、そういうものを管理委託しているものでございます。

以上です。

○4番（藤咲芙美子君） わかりました。

○議長（小唄 孝君） ほかにございせんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第77号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長阿久津忠昭君。

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 議案第77号 令和元年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）をご用意いたします。

議案第77号 令和元年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第2号）についてご説明いたします。

1 ページをお願いします。

第1条であります。予算の総額に歳入歳出それぞれ1,100万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ23億3,999万2,000円とするものです。

2 ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正であります。まず、歳入です。

4 款県支出金、1 項県補助金ですが、既定額に1,100万円を追加するものです。

続きまして、歳出であります。

2 款保険給付費、2 項高額療養費ですが、既定額に1,100万円を追加するものです。一般被保険者高額療養費の増により増額するものです。

3 ページをお願いします。

第2表、債務負担行為補正であります。令和2年4月1日から契約の履行をしなければならない業務に支障が生じるため、債務負担行為の追加補正を行うものです。内容につきましては、電算システム及び機器使用料430万円、電算処理業務委託620万円です。詳細につきましては、4 ページから5 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をごらんいただきたいと存じます。

続きまして、7 ページをお開き願います。

令和元年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第2号）についてご説明いたします。

第1条であります。予算の総額に歳入歳出それぞれ11万3,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2億1,455万4,000円とするものです。

8 ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正であります。まず、歳入です。

1 款診療収入、1 項外来収入ですが、既定額に11万3,000円を追加するものです。

続きまして、歳出であります。

1 款総務費、1 項施設管理費ですが、既定額に11万3,000円を追加するものです。産休の代替職員の雇用によるものであります。詳細につきましては、9 ページから13ページの歳入歳出補正予算事項別明細書及び補正予算給与費明細書をごらんいただきたいと存じます。

以上、令和元年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小唄 孝君） これより議案第77号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 続いて、議案第78号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康保険課長阿久津忠昭君。

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 議案第78号 令和元年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）をご用意願います。

議案第78号 令和元年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

1 ページをお願いします。

第1条、債務負担行為補正であります。2 ページをお願いします。

第1表、債務負担行為補正であります。

令和2年4月1日から契約の履行をしなければならない業務に支障が生じるため、債務負担行為の追加補正を行うものです。内容につきましては、電算システム及び機器使用料140万円、電算処理業務委託80万円であります。

以上、令和元年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小塚 孝君） これより議案第78号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小塚 孝君） 続いて、議案第79号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長寿応援課長井上 優君。

○長寿応援課長（井上 優君） 議会資料、議案第79号 令和元年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）をごらん願います。

議案第79号 令和元年度城里町介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定第2号）についてご説明申し上げます。

1 ページをごらん願います。

第1条であります。債務負担行為の追加であります。第1表、債務負担行為補正によるものでございます。

2 ページをお願いします。

第1表、債務負担行為補正。追加分といたしまして、庁内業務電算システム及び機器使用料でございます。令和元年度より2年度でございます。限度額として30万円、庁内業務電算処理委託、同じく令和元年度より2年度までで、限度額は460万円です。

以上、令和元年度城里町介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定第2号）につきご説明申し上げます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小塚 孝君） これより議案第79号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小塚 孝君） 続いて、議案第80号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長皆川尊志君。

○下水道課長（皆川尊志君） 議案第80号をごらん願います。

議案第80号 令和元年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

債務負担行為の補正につきましては、第1条、債務負担行為の追加は、第1表、債務負担行為補正によるものです。

2ページをお開き願います。

第1表、債務負担行為補正の追加については、令和2年4月1日から契約の履行をしなければ業務に支障が生じる電気工作物保守点検委託業務30万円を、令和元年度中に契約締結を行うため、債務負担行為を設定するものです。

以上、令和元年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明させていただきました。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（小坏 孝君） これより議案第80号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） 続いて、議案第81号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

下水道課長皆川尊志君。

○下水道課長（皆川尊志君） 議案第81号をごらん願います。

議案第81号 令和元年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

債務負担行為の補正につきましては、第1条、債務負担行為の追加は、第1表、債務負担行為補正によるものです。

2ページをお開き願います。

第1表、債務負担行為補正の追加については、令和2年4月1日から契約の履行をしなければ業務に支障が生じる電気工作物保守点検委託業務60万円を、令和元年度中に契約締結を行うため債務負担行為を設定するものです。

以上、令和元年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明させていただきました。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（小坏 孝君） これより議案第81号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） 続いて、議案第82号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

水道課長高瀬浩文君。

○水道課長（高瀬浩文君） 議案第82号 水道事業会計補正予算をご説明申し上げます。

議案書82号をごらんください。

議案書1ページをごらん願います。

第1条は総則ですので、第2条収益的収入及び支出からご説明いたします。

第2条、令和元年度城里町水道事業会計補正予算第2条に定めました収益的収入と支出の予定額を補正するものです。収入支出の既決予定額からそれぞれ2,430万円を減額いたしまして、予定額を7億3,140万6,000円とするものです。

収入につきましては、第1款水道事業収益、第1項営業収益2,430万円の減額であります。受託工事収益の減によるものです。

支出につきましては、第1款水道事業費用、第1項営業費用2,430万円の減額であります。受託工事費の設計委託、工事請負費の減によるものです。

詳細につきましては、4ページから5ページの補正予算実施計画、実施計画明細書をごらんいただきたいと存じます。

続きまして、2ページをごらん願います。

債務負担行為の補正につきましては、第3条、債務負担行為の追加は、第1表、債務負担行為補正によるものです。

6ページをお開き願います。

債務負担行為の補正については、令和2年4月1日から契約を履行しなければならない業務に支障が生じるため、水道料金徴収業務9,306万円、電気工作物保守点検委託業務140万円を令和元年度中に契約締結を行うために債務負担行為を設定するものです。

以上、令和元年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（小唄 孝君） これより議案第82号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小唄 孝君） 次に、議案第83号から報告第59号は、本会議に上程される予定でございます。

ここで、10分間の休憩をいたします。

午前11時11分休憩

午前11時22分再開

○議長（小唄 孝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

9番関 誠一郎君が退席しております。

続いて、定例会に上程されます報告について、執行部より説明を求めます。

執行部におきましては、自席で説明をお願いいたします。また、質問は、時間の関係上

最後にまとめて行いますので、簡潔にお願いいたします。長くなる場合は直接担当課へお願いいたします。

それでは、報告第60号より、順次説明を求めます。

報告第60号の説明を求めます。

福祉こども課長増井栄一君。

○福祉こども課長（増井栄一君） 報告第60号 城里町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をごらんいただきたいと存じます。

こちらにつきましては、関連法律の公布によるものが改正理由でございまして、趣旨としましては、災害援護資金の貸し付けを受けた者が置かれている状況に鑑みまして、償還金の支払い猶予や償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例などの必要な措置を講ずるものでございます。主な改正点としましては、借り受け人が破産手続や再生手続開始の決定を受けたときにつきましては、資金の照会、未済額の全部、または一部の償還を免除することができるとするものでございます。詳細につきましては、説明資料のほうをごらんいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） 続いて、報告第61号の説明を求めます。

下水道課長皆川尊志君。

○下水道課長（皆川尊志君） 報告第61号をごらん願います。

報告第61号 城里町公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてであります。関係が議案第69号の条例改正に係るものでございます。

事業計画拡大につきまして、増井地区の一部、磯野地区の都市計画区域外の地域に負担金を賦課するに当たり、新たに第4負担区を追加する必要があるため、規則の一部を改正するものでございます。

以上、報告第61号についてご説明させていただきましたが、詳細につきましては、報告第61号、説明資料1ページから2ページの新旧対照表をごらん願いたいと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） 続いて、報告第62号の説明を求めます。

財務課長山崎秀樹君。

○財務課長（山崎秀樹君） 報告第62号をごらん願います。

報告第62号 城里町公共工事の発注の見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要綱の一部を改正する告示についてであります。城里町建設工事の最低制限価格決定等に係る事務要領の制定にあわせまして、この後説明しますが、入札の過程並びに契約の内容に関する公表事項を追加し、要綱の一部を改正するものです。

主な改正点は、第4条、入札の過程に関する事項の公表に、入札執行後の公表事項に予定価格を追加し、第5条、契約の内容に関する事項の公表では、契約締結後の公表に予定

価格と最低制限価格を追加し、要綱の一部を改正するものです。

以上、報告第62号についてご説明申し上げました。詳細につきましては、資料の1ページから2ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（小唄 孝君） 続いて報告第63号の説明を求めます。

農業政策課長山口成治君。

○農業政策課長（山口成治君） それでは、報告第63号をごらん願います。

城里町農林畜産振興事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示であります。本要綱につきましては、茨城県豚コレラ侵入防止緊急対策事業補助金交付要綱の制定に伴いまして、城里町農林畜産振興事業費補助金交付要綱の一部を改正するものでございます。当該補助金につきましては、イノシシ等野生鳥獣が農場へ侵入するのを防止するため、防護柵を設置する際、その取り組みにつきまして、農畜産業振興機構、略称といしまして a l i c と言いますけれども、こちらが事業費の2分の1を補助しまして、県が4分の1、市町村が8分の1、残り8分の1を農家が負担するという制度でございます。

県は、町が8分の1を補助することを条件としまして、4分の1が補助されるという協調補助の制度をとってございます。

主な内容、改正点につきましては、農場周囲へ設置しますワイヤーメッシュ柵等の防護柵、それと電気柵等でございます。補助金ベースで申し上げますと1メートル辺り1,250円ということで、事業費にしますとメーター当たり1万円ということになります。農場の出入口、搬入搬出口の可動柵、これにつきましては、上限1メートルあたり5,000円。事業費ベースにしますと1メートル当たり4万円の補助を別表に加えるものでございます。

以上、報告第63号につきまして、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては、報告第63号説明資料、1ページから3ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

○議長（小唄 孝君） 続いて、報告第64号の説明を求めます。

都市建設課長園部 繁君。

○都市建設課長（園部 繁君） 報告第64号をごらん願います。

報告第64号 城里町営住宅入居者に係る連帯保証人の免除取扱要綱の一部を改正する告示についてであります。本要綱において、連帯保証人を免除する場合、緊急連絡先を1名登録させていただいております。登録するに当たり、本人の同意を要することが明記されておりましたので、様式の一部を改正し、本人の同意を要することを明記するものでございます。

以上、報告第64号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、報告第64号説明資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。と存じます。

○議長（小唄 孝君） 続いて、報告第65号の説明を求めます。

都市建設課長園部 繁君。

○都市建設課長（園部 繁君） 報告第65号をごらん願います。

報告第65号 城里町営住宅冷房設備準備支援補助金交付要綱の一部を改正する告示についてであります。本要綱第3条第1項第4号の改正を行うものです。改正の内容は、当初設けていた補助金交付対象期間の令和元年9月30日までを削除し、期間の延長をしますのでございます。

以上、報告第65号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、報告第65号説明資料新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。

続いて、報告第66号の説明を求めます。

総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 報告第66号をごらん願います。

報告第66号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則についてであります。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、関係規則等である第1条、城里町表彰条例施行規則から、第4条、城里町排水設備指定工事店規則までの町規則の改正を行うものです。

主な改正点は、成年被後見人制度の利用促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等であることを理由に不当な差別がないよう、欠格条項の削除等規則の改正を行うものです。

以上、報告第66号についてご説明申し上げました。詳細につきましては、説明資料をごらんいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（小坏 孝君） 続いて、報告第67号から第77号まで一括して説明を求めます。

総務課長鯉淵和己君。

○総務課長（鯉淵和己君） 報告第67号から報告第77号までにつきましては、令和2年4月1日より施行される会計年度任用職員制度に伴い、関係規則、訓令等を改正するものです。

報告第67号をごらんいただきます。

第1条、城里町区長等設置規則から、第9条、城里町消費生活センターの組織及び運営に関する規則などの9つの規則において、会計年度任用職員の給与や費用弁償等条件面について改正をするものです。

次に、報告第68号をごらんいただきます。

報告第68号についてであります。第1条、城里町教育委員会事務委託規則から第5条の2、城里町学校教育指導員設置に関する規則などの6つの教育委員会関係規則について、教育委員会任用の会計年度任用職員等の文言等についてを改正し、任用実態のない設置規則を廃止するものです。

次に、報告第69号をごらんいただきます。

報告第69号についてであります。第1条、しろさとPR部長設置要綱から第3条、城里町七会支所及び七会公民館施設利用に係る公募提案評価委員会設置要綱までの3つの要綱について、非常勤特別職から会計年度任用職員に係る文言を改正し、使用しない要綱について廃止をするものです。

次に、報告第70号をごらんいただきます。

報告第70号についてであります。第1条、城里町適応指導教室要綱から、第5条、城里町理科支援員取扱要綱の5つの教育委員会関係要綱について、教育委員会関係の非常勤特別職の職を、会計年度任用職員に変更する等関係文言の改正、任用実態のない要綱の廃止をするものです。

次に、報告第71号をごらんいただきます。

報告第71号についてであります。第1条、城里町職員服務規程から、第7条の4、城里町徴収嘱託員設置に関する規程までの10規程について、非常勤特別職から会計年度任用職員に係る文言を改正し、任用実態のない関係訓令を廃止するものです。

次に、報告第72号をごらんいただきます。

報告第72号についてであります。第1条、城里町教育委員会事務局処務規程から、第6条の2、城里町教育相談員設置要綱までの7つの教育委員会関係規程、要綱等について、非常勤特別職の職を会計年度任用職員に変更する等、関係文言の改正、不用となる要綱の廃止をするものです。

次に、報告第73号をごらんいただきます。

報告第73号についてでありますけれども、城里町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則についてであります。町条例の制定に伴い、勤務時間、休暇等に関する基準を定めるものです。

次に、報告第74号をごらんいただきます。

報告第74号 城里町職員の臨時的任用に関する規則についてであります。常時勤務を要する職員に欠員が生じ、そのままにできない場合等に、臨時的に任用ができるよう必要事項について規定するものです。

次に、報告第75号をごらんいただきます。

報告第75号 城里町職員の条件付採用の期間の延長に関する規則についてであります。条件付採用の場合、実際に勤務した日数が条件に満たない場合、その期間を延長できるよう規定をするものです。

次に、報告第76号をごらんいただきます。

報告第76号についてでありますけれども、会計年度任用職員の給与等について、職種別基準表により基礎号給と上限を定め適用することを定めるものです。

次に、報告第77号をごらんいただきます。

城里町の単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与に関する規則についてであり

ますが、城里町単純労務職員の給与の種類に関する条例第2条の規定に基づき、給与等について必要な事項である号給や手当等を規定するものです。

以上、関係報告11件について一括ご説明を申し上げました。詳細につきましては、各号の説明資料をごらんいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） 続いて、報告第78号の説明を求めます。

税務課長鈴木貴司君。

○税務課長（鈴木貴司君） 引き続き、報告第78号をごらん願います。

報告第78号 令和元年台風第19号による被災者に対する町税の減免に関する取扱要綱の制定についてであります。令和元年台風第19号による被害の被災者で、町税の納税義務のある者に対する令和元年度分町民税及び固定資産税の減免について、地方税法及び城里町税条例に定めがあるもののほか、被害の程度に応じ算出した減免額を軽減し、または免除するものでございます。この告示の定めるところによるものでございます。さらに、固定資産税の取り扱いにつきましては、町固定資産税減免基準要綱の規定にかかわらず、この告示の定めるところによるものでございます。

以上、報告第78号につきましてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、報告第78号説明資料、令和元年城里町告示第118号の1ページから3ページをごらんいただきたいと存じます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） 続いて、報告第79号の説明を求めます。

福祉こども課長増井栄一君。

○福祉こども課長（増井栄一君） 報告第79号 令和元年台風第19号による被災者に対する障害福祉サービス等利用者負担額の免除に関する取扱要綱でございます。

両面2ページにわたります。制定の理由としまして、台風第19号で被災した障害福祉サービス等の利用者、または主たる生計維持者の居住する住宅が被災した場合、その損害の程度が半壊以上など、要件を該当する方に対しまして、利用者負担額の免除を行うものでございます。主な内容としましては、原則1割である利用者負担額は、上限などもあるんですが、こちらの利用者負担額を免除するというものでございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） 続いて、報告第80号の説明を求めます。

健康保険課長阿久津忠昭君。

○健康保険課長（阿久津忠昭君） それでは、令和元年台風第19号による被災者に対する城里町国民健康保険税の減免に関する取扱要綱について、ご説明いたします。

報告第80号をお開き願います。

この要綱につきましては、国からの通知に基づいて、国民健康保険の加入者に対する減免について定めたものであります。

まず、第2条、減免の要件についてであります。納税義務者の居住する住宅が、町が発行する罹災証明書において、半壊以上の場合、居住する住宅が居住不能となり、その状態が長期に及ぶ場合。生計を主として維持する者が行方不明または死亡、もしくは重篤な傷病を負った場合。被害を受けたことにより、主たる生計維持者の事業収入等の減少額が見込まれ、アからウの全てに該当する場合。その他としまして、町長が保険税の減免を行うことが相当であると認めた場合、以上の5項目に該当する場合に、令和元年10月12日から、令和2年3月31日までに納期限のある保険税を減免するものであります。

第4条の減免の割合であります。全壊の場合全部、大規模半壊または半壊の場合2分の1、事業収入等の減少による場合は3ページの別表第1と第2のとおりとなります。

以上が保険税減免の内容であります。

○議長（小坪 孝君） 続いて、報告第81号の説明を求めます。

健康保険課長阿久津忠昭君。

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 令和元年台風第19号による被災者に対する城里町国民健康保険一部負担金等の免除に関する取扱要綱についてご説明いたします。

報告第81号をお開き願います。

この要綱につきましては、国からの通知に基づいて、国民健康保険の加入者に対する一部負担金の免除について定めたものであります。

まず、第2条、免除の要件についてであります。被保険者の居住する住宅が被災し、町が発行する罹災証明書において半壊以上の場合、生計を主として維持する者が死亡し、または重篤な傷病を負った場合、もしくは行方不明の場合、被害を受けたことにより、主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止した場合、生計を主として維持する者が失職し、現在収入がない場合、その他各号に準ずるものとして町長が認めた場合、以上に該当する場合に、令和元年10月12日から、令和2年1月末日までの間に受けた療養について、一部負担金を免除するものです。免除の要件の第2条第3項に該当する場合には、行方が明らかになるまでの間に出た療養について適用となります。

また、免除の要件に該当していたが、一部負担金を支払った場合、免除証明書を保険医療機関に提出できず、一部負担金の支払いを行ったときには、一部負担金を還付することができるとなっております。

以上が国民健康保険一部負担金の免除の内容であります。

○議長（小坪 孝君） 続いて、報告第82号の説明を求めます。

長寿応援課長井上 優君。

○長寿応援課長（井上 優君） 令和元年台風第19号による被災者に対する城里町介護保険料の減免に関する取扱要綱、報告第82号をごらん願いたいと思います。

報告第82号 令和元年台風第19号による被災に対する城里町介護保険料の減免に関する取扱要綱についてご説明申し上げます。

さきの台風第19号による被災者に対する第1号被保険者の介護保険料の減免に対して、国から対象者、対象期間等、財政の支援基準が示されました。こちらに基づきまして、制定を行ったものでございます。

以上、令和元年台風第19号による被災者に対する城里町介護保険料の減免に関する取扱要綱についてご説明申し上げました。詳細につきましては、資料のほうご確認願いたいと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（小唄 孝君） 続いて、報告第83号の説明を求めます。

長寿応援課長井上 優君。

○長寿応援課長（井上 優君） 令和元年台風第19号による被災者に対する城里町介護保険利用者負担額の減免に関する取扱要綱、報告第83号をごらんいただきたいと思います。

報告第83号 令和元年台風第19号による被災者に対する城里町介護保険利用者負担額の免除に関する取扱要綱についてご説明申し上げます。

さきの台風第19号による被災者に対する介護保険被保険者、要支援、支援被保険者及び事業対象者に係る利用者負担額の減免に対しまして、国から財政支援基準が示されました。これに基づきまして制定したものでございます。

令和元年台風第19号による被災者に対する城里町介護保険利用者負担額の免除に関する取扱要綱についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（小唄 孝君） 続いて、報告第84号の説明を求めます。

町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） 報告第84号をごらん願います。

報告第84号 城里町における令和元年台風第19号に係る被災建造物及び災害等廃棄物の撤去等に関する要綱の制定についてであります。令和元年台風第19号により損壊した町内の被災建築物及び被災工作物等並びに被災民有地に流入した災害等廃棄物について、当該被災建造物の所有者の申請に応じ、町が解体、撤去及び処分を実施するため申請等に関する要綱を新たに制定するものであります。

要綱の主な内容は、台風第19号における被災で、半壊以上の被害物件の取り壊しを希望する場合、補助対象事業として公費にて解体できるとしたものです。

以上、報告第84号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、報告第84号1ページから4ページをごらんいただきたいと存じます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（小唄 孝君） 続いて、報告第85号の説明を求めます。

町民課長雨宮忠芳君。

○町民課長（雨宮忠芳君） 報告第85号をごらん願います。

報告第85号 城里町における令和元年台風第19号に係る被災建造物及び災害等廃棄物の撤去等を自ら実施した者に対する所要経費の償還に関する要綱の制定についてであります。

が、令和元年、台風第19号により損壊した町内の被災建築物及び被災工作物等並びに被災民有地に流入した災害等廃棄物について、当該被災建造物の撤去等を自ら実施した者に対する所要経費の償還を行うための要綱を新たに制定するものです。

要綱の主な内容は、台風第19号における被災で、半壊以上の被害物件の取り壊しを既に実施した場合においては、基準額を算定し、償還するものです。

以上、報告第85号についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、報告第85号1ページから4ページをごらんいただきたいと存じます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（小唄 孝君） 続いて、報告第86号の説明を求めます。

長寿応援課長井上 優君。

○長寿応援課長（井上 優君） 議会資料、報告第86号 城里町地域ケア会議設置要綱をごらん願います。

報告第86号 城里町地域ケア会議設置要綱についてご説明申し上げます。

介護保険法の地域支援事業におきまして、包括的、継続的なケアマネジメント事業の効果的な実施のために、地域ケア会議の設置が求められております。この度これを設置しまして、個別ケースの検討、地域課題を行うものでございます。

以上、城里町地域ケア会議設置要綱についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（小唄 孝君） 続いて、報告第87号の説明を求めます。

財務課長山崎秀樹君。

○財務課長（山崎秀樹君） 報告第87号をごらん願います。

報告第87号 城里町建設工事の最低制限価格決定等に係る事務要領の制定についてであります。国・県において、最低制限価格の算定方法等が改正されたことを受け、本町においても、公共工事におけるダンピング受注、いわゆる低入札契約による工事品質の低下や、下請業者へのしわ寄せ防止等の徹底を図るため、最低制限価格の算定方法等を明確化するため本要領を制定するものです。

最低制限価格を設定する対象工事は、土木、舗装、建築、電気、管工事等一般競争入札で行う建設工事となります。

以上、報告第87号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（小唄 孝君） 報告第88号の説明については、省略いたします。

それでは、これより報告に対するご質問をお受けいたします。

質問は、初めに報告番号を言ってから、簡潔に願います。

7番三村孝信君。

○7番（三村孝信君） 報告第64号について、3点ほどご質問をいたします。

まず第1点ですが、今回、緊急時の連絡先等を、改正をしたものを見ると、必ず同意を得て自著してもらいたいというようなことが書いてありますが、こういったことで、この改正をするに至った経緯として、何か不都合なことがあったのか、その事例があれば報告をいただきたいです。

それと、対象区分の中で、(1)入居予定者が60歳以上の者であり、かつ同居者のいずれもが60歳以上である者となっているんですが、これは改正はしていないんですが、これをちょっと説明してもらいたいんです。ちょっと疑問に思ったのは、入居予定者が60歳以上で、例えば連れ合いがいて、その連れ合いが58とか、その場合はまずいんですか、これ。この文面からみると、どうも両方60以上じゃないとまずいように感じるんですが、説明を求めます。

それから(5)上記以外で特別な事情がある者と括弧が閉じられているんですが、上記(1)から(4)以外に、どういった場合を想定しているのか。二、三例でいいですから、報告をお願いします。

以上3点です。

○議長(小塚 孝君) 都市建設課長園部 繁君。

○都市建設課長(園部 繁君) 7番三村議員のご質問にお答えいたします。

まず、今回の改正目的であります緊急連絡先について同意等をとることの明記をすることになった経緯でございますが、この緊急連絡先については、不慮の事故や緊急時生存確認等を行うときに、町営住宅へ立ち入り等をするときに、連帯保証人等がない場合には、緊急連絡先の方にご連絡をして確認をとるといようなものの目的が主でございますが、今回、連帯保証人免除対象者の方で、免除申請が出た中で、緊急連絡先を登録することについて、なかなかご理解をいただけなかったという方がありましたので、今回様式の中に明記をして、申請人の方にわかるように追加をしたものでございます。

また、対象区分のうち(1)の入居者が60歳以上の者であり、かつ同居者のいずれも60歳以上である者という規定がございます。こちらは、先ほどお話がありましており、入居されている者、または世帯の者が、全ての方が60歳以上という方につきましては、連帯保証人をつけることが困難というようなこともございまして、免除規定の該当者という形になります。

(5)番の上記以外で特別な事情がある者という方につきましては、年齢が60歳未満の方等で、親戚等なかなか連帯保証人が見つけられないというような場合に対し、都市建設課としても、その内容に応じて検討等をしている場合がございます。

以上でございます。

○議長(小塚 孝君) 7番三村孝信君。

○7番(三村孝信君) ありがとうございます。

(1)については、両方とも、入居者が全員ということだね、60以上ということになる

んだろうけれども、これはちょっと今後検討していいんじゃないかと思うんですね。今、課長が言ったように、例えば、パートナーが60歳未満であるなんていう場合があるわけでしょう。その場合は（5）でそういった方を救済するというような、今、趣旨の答弁だと思うんだけど、この（1）はちょっと考えていただきたい部分です。

それから、できれば、障害者、生活保護受給者、DV被害者と列挙してあるんですが、それ以外にも、なかなか連帯保証人が見つからないというようなケースが見受けられる人があるわけです。区分できるよね。そういったものはできれば列挙してあげると、申請者としては、私はこれに当てはまるというようなことで判断できると思うんです。そういうのも一つ行政サービスだと思うんで、ぜひ考慮してください。特に（1）については、強く要望をしておきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（小唄 孝君） ほかにございませんか。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） 今の64号なんですけれども、ちょっと違った質問なんですけど、町の入居者基準で、連帯保証人というのは2名なんですか、1名なんですか。ここちょっとお聞きしたいなと思っております。

○議長（小唄 孝君） 都市建設課長園部 繁君。

○都市建設課長（園部 繁君） 4番藤咲議員の質問にお答えいたします。

現在、連帯保証人の人数におきましては、1名とさせていただいております。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） ホームページで見ますと2名となっているんです。ホームページ直してください。

それから、保証人の条件なんですけど、これはいいです。今、三村議員さんに応えてもったので大丈夫です。

公式のホームページでは、2名となっているので、これだけちょっと変えていただければと思います。ホームページを見て入居申し込みする人もいるんだと思います。

それから、ホームページで書かれている内容と、それから、パンフレットで出しているものが、大分ちょっと違っているような内容がありますので、県の入居状況に、基準に合わせているというものであるのであれば、町の入居基準も、きちんと同じようにホームページのほうに載せていただければいいんじゃないかなと思うんですが、一応検討していただいて、修正のほうをお願いしたいと思います。

○議長（小唄 孝君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（小唄 孝君） 以上で本日の全員協議会の協議事項は全て終了いたしました。

なお、来る12月10日火曜日午前10時をもって、令和元年第4回城里町議会定例会が招集

されますので、午前9時50分までに議員控室にお集まりいただきますようよろしくお願
いたします。

閉 会

○議長（小坪 孝君） 以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。
大変お疲れさまでございました。

午後 0時03分閉会